

令和7年度

認可外保育施設保育料助成制度のご案内

認可外保育施設を利用するご家庭の保育料負担を軽減するため、以下の条件で保育料の一部を助成します。

※留意事項

- (1) 令和6年度以前に保育料助成制度の申請をされた方も、申請が必要です。
- (2) 月48時間未満の就労は求職とみなすため、助成対象外です。

1 対象施設

- (1) 東京都認証保育所（目黒区外を含む。）
- (2) 都制度の家庭的保育事業（目黒区外を含む。）
- (3) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている東京都内の認可外保育施設等（目黒区外を含む。）

※無償化の対象施設とは範囲が異なりますのでご注意ください。

※詳細については、令和7年度認可外保育施設保育料助成制度のホームページをご確認ください。

2 対象者の条件 ※無償化の対象要件とは異なりますのでご注意ください。

次のすべてに該当していることが助成の条件となります。

- (1) 当該月の1日現在、児童及び保護者が目黒区に住民登録があり、実際に居住していること
- (2) 認可保育所等に在籍しておらず、各期の提出締切日までに保育の必要性の認定（2号又は3号）の申請を完了させていること（求職中は助成対象外となります。）
- (3) 児童が当該月の初日から施設に在籍しており、かつ、1つの施設と月160時間以上の保育委託契約を結んでいること
- (4) 当該月の保育料を支払っていること（保育料を滞納していない。）

3 申請手続き等（郵送又は持参にてご提出ください）

- (1) 申請に必要な書類

ア 令和7年度認可外保育施設保育料助成金交付申請書（兼口座振替依頼書）

※転園した場合又は振込先口座を変更したい場合は、各期の提出締切日までに再提出してください。

イ 目黒区指定の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

※証明書類は証明日が提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

※父母分それぞれの提出が必要です（ひとり親世帯の方は、ご自身の保育の必要性を証明する書類、ひとり親世帯の状況申告書、戸籍（全部）事項証明書等のひとり親であることを証明する公的な書類が必要です）。

※令和7年4月1日以降に認可保育園の入園申込、幼児教育・保育の無償化の請求等で提出済みかつ内容に変更がない方は添付を省略できます。変更が生じた方は再提出が必要です。

※就労先が複数ある場合、それぞれ証明書類を提出してください。

※詳細は、令和7年度「保育施設利用のご案内」P9～11をご確認ください。

(2) その他状況により必要となる書類

ア 教育・保育給付認定申請書

※保育の必要性の認定を受けていない方、認定内容に変更が生じた方は、認定の申請・再申請が必要です。
詳細は、令和7年度「保育施設利用のご案内」P6～12をご確認ください。

イ 世帯の所得状況が確認できる書類

※目黒区で住民税が確認できない場合、「世帯の所得状況が確認できる書類」を依頼する場合があります。
あらかじめご了承ください。詳細は、令和7年度「保育施設利用のご案内」P11～12をご確認ください。

ウ 世帯構成、税額等の申請内容に変更が生じた場合は、各期の提出締切日までにご連絡及び再申請が必要です。再申請がない場合は、変更内容を反映できず、助成対象外となる場合があります。

エ 令和7年度中に転職した場合、前勤務先の退職日が確認できる書類と新しい勤務先の就労証明書等が必要です（ただし、令和7年度認可外保育施設保育料助成金交付申請後に転職した場合は、新しい勤務先の就労証明書等のみの提出で構いません。）。

4 助成区分及び助成金額

助成金額（月額上限）は下表のとおりです。助成金額が保育料を上回る場合は、保育料を上限とします。

表

助成区分		利用者支援	多子世帯支援	助成金額合計
0歳～2歳児クラス （課税世帯）	第1子	40,000円	—	40,000円
	第2子以降		27,000円	67,000円
0歳～2歳児クラス （非課税世帯）	第1子	25,000円	—	25,000円
	第2子以降	—	25,000円	(50,000円)
3歳～5歳児クラス	第1子	20,000円	—	20,000円
	第2子以降	—	20,000円	

※助成金額に無償化の金額は含まれておりません。保育料助成制度と無償化の合計額が保育料を上回る場合は、保育料を上限とします（保育料助成制度で調整します。）。

※0歳～2歳児クラスの非課税世帯のうち、対象児童本人の育児休業を取得している場合は、（ ）内の金額になります。

※課税及び非課税の判定については、認可保育所の利用者負担額の計算方法に準じます。4月～8月分は令和6年度の、9月～3月分は令和7年度の住民税で判定します。

※複数の対象施設を利用しており、それぞれ保育料助成制度の要件を満たす保育委託契約を結んでいる場合は、交付対象施設を1つの保育施設に決めて申請してください。

※令和7年度目黒区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）助成の交付を受けている場合はその交付金額を差し引いた後の額を月の保育料とみなします。

5 助成を行わない場合

(1) 助成要件に該当していることが確認できない場合

(2) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付申請があった場合

6 申請・交付等スケジュール

ご入園後、「認可外保育施設保育料助成金交付申請書」を直近の締切日までにご提出ください。

各期で受け付けた申請書をもとに、児童が在籍する保育施設に対して区から利用状況等を確認し、審査します。結果及び振込予定日を決定通知書により郵送いたします。交付対象となった場合は、申請書に記載された指定口座への振込みにより助成金をお支払いします。

助成金交付スケジュール			
期	対 象 月	提出締切日 (保育課必着)	支払予定
第1期	4月・5月・6月	令和7年6月20日	9月
第2期	7月・8月・9月	令和7年9月12日	12月
第3期	10月・11月・12月	令和7年12月12日	3月
第4期	1月・2月・3月	令和8年3月6日	5月

※初回申請から申請内容に変更がなければ、令和7年度内の再申請は不要です。

※当該年度に限り期を遡って申請ができます。ただし、第4期の締切日の翌日以降は申請をすることはできません。郵送で申請する場合は、時間に余裕をもってご提出ください。第4期の締切日の翌日以降に到着した場合は、助成対象外です。

※助成期間は、助成開始月から令和8年3月までです（条件を満たしている月に限る。）。

7 留意事項

【保育の必要性の認定】

(1) 保育の必要性の認定（2号又は3号）は、各期の提出締切日までに不備なく申請を完了させる必要があります（認定証は後日郵送いたします。）。

(2) 保育の必要性の認定（2号又は3号）を受けていれば、認可保育所等の申込みの有無に関わらず、保育料助成制度の申請を行うことができます。

【対象施設等】

(3) 年度の途中で認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還を求められた認可外保育施設については、返還を求められた年度末まで助成対象となります。また、年度途中で新しく証明書の交付を受けた施設については、証明書の交付を受けた日の属する月の翌月から助成対象となります（1日に交付を受けた場合は、当月から助成対象となります。）。

【対象となる保育料】

(4) 保育料助成制度の対象となる保育料は、基本保育料のみです。入園料や給食費等は、助成対象外です。

【その他】

(5) 認可保育所や認定こども園（中・長時間保育）、地域型保育事業の内定を辞退した場合でも、保育料助成制度に影響はありません。助成要件を満たしている場合は、引き続き助成対象となります。

(6) 非課税世帯に準ずる者として、①区市町村の条例で定めるところにより区市町村民税を免除された者、②生活保護法上の被保護者、③児童福祉法上の里親である保護者およびファミリーホームの養育者が定めら

れています。①から③に該当する場合は、別途書類の提出が必要です。

(7) 対象児童が第何子に該当するかを確認する必要があります。別の世帯に生計を一にする子どもがいる場合は、戸籍全部事項証明書等の提出が必要です。

(8) 期を遡って給付を受ける場合は、対象期間の保育の必要性が確認できることが条件です。就労等の条件のほか、所得等の確認ができない場合は、対象外となります。

(9) 認可外保育施設保育料助成制度と幼児教育・保育の無償化は制度が異なるため、それぞれ手続きが必要です。対象要件や提出書類等が異なりますのでご注意ください。

(10) 保育料助成制度は単年度の事業のため、翌年度は、制度内容が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください（令和8年度の制度内容に関しては、令和8年4月頃にホームページ等でお知らせする予定です。）。

8 ホームページ

概要	ホームページの所在	コード
「令和7年度認可外保育施設保育料助成制度」 ※対象施設の確認や令和7年度認可外保育施設保育料助成金交付申請書（兼口座振替依頼書）がダウンロードできます。	トップページ⇒子育て・教育⇒子育て支援⇒子育てに関する手当・助成⇒令和7年度認可外保育施設保育料助成制度	
「保育に関する申請書」 ※保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）等がダウンロードできます。	トップページ⇒区政情報⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒保育に関する申請書	
「保育施設利用のご案内（窓口配布用）」 ※令和7年度「保育施設利用のご案内」がダウンロードできます。	トップページ⇒子育て・教育⇒保育園⇒認可保育園⇒認可保育園等の利用申し込みのご案内⇒保育施設利用のご案内（窓口配布用）	

9 提出先及びお問い合わせ先

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15 目黒区役所

子ども若者部 保育課 保育施設利用係

TEL：03-5722-9868